

週刊住宅

2020年（令和2年）7月6日号
NO. 2916（毎週月曜日発行）

年々め購読料 18,164円 本体・送料込み（税込み19,980円）

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル

電話03-3234-2050 FAX03-3234-2070

問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp

CFネット流 新・大家実践塾

前回取り上げた遊休農地に係る利用意向調査で、選抜肢の先頭に「農地中間管理事業の利用」が挙げられている。そこで今回は、まず農地中間管理事業と農地中間管理機構について考察する。

1 農地中間管理事業

そもそも農地中間管理事業とは何なのか。

根拠法である「農地中間管理事業の推進に関する法

「農地中間管理」

114

律（令和1年改正、法律第12号）第2条第3項によれば、「都道府県の区域（市街化区域を除く区域内）に限る」を事業実施地域として次に掲げる業務を農地中間管理機構が行う事業」と定義されている。

①農用地等について農地中間管理権を取得すること
②農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うこと
③農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備
その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと

④農地中間管理権を有する農用地等の引受けにより取得するものに限る
⑤前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと
⑥前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと
⑦前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと

団法人東京都農業会議、神奈川県農業会議、神奈川県農業者の公益社団法人神奈川県農業公社というように、2014年（平成26年）、各都道府県に「法人に限定して設置され、一般的には「農地バンク」と呼ばれてに貸し出す仕組み（転貸事業）であるといえる。

規模縮小を考える転貸事業

農地の改良・整備は必要

次回は、その事業内容をもっと詳しくみていく。

①賃借権又は使用貸借に
②所有権（農地貸付信託）
③所有権（農地貸付信託）
④所有権（農地貸付信託）
⑤所有権（農地貸付信託）
⑥所有権（農地貸付信託）
⑦所有権（農地貸付信託）
⑧所有権（農地貸付信託）
⑨所有権（農地貸付信託）
⑩所有権（農地貸付信託）
⑪所有権（農地貸付信託）
⑫所有権（農地貸付信託）
⑬所有権（農地貸付信託）
⑭所有権（農地貸付信託）
⑮所有権（農地貸付信託）
⑯所有権（農地貸付信託）
⑰所有権（農地貸付信託）
⑱所有権（農地貸付信託）
⑲所有権（農地貸付信託）
⑳所有権（農地貸付信託）
㉑所有権（農地貸付信託）
㉒所有権（農地貸付信託）
㉓所有権（農地貸付信託）
㉔所有権（農地貸付信託）
㉕所有権（農地貸付信託）
㉖所有権（農地貸付信託）
㉗所有権（農地貸付信託）
㉘所有権（農地貸付信託）
㉙所有権（農地貸付信託）
㉚所有権（農地貸付信託）
㉛所有権（農地貸付信託）
㉜所有権（農地貸付信託）
㉝所有権（農地貸付信託）
㉞所有権（農地貸付信託）
㉟所有権（農地貸付信託）
㊱所有権（農地貸付信託）
㊲所有権（農地貸付信託）
㊳所有権（農地貸付信託）
㊴所有権（農地貸付信託）
㊵所有権（農地貸付信託）
㊶所有権（農地貸付信託）
㊷所有権（農地貸付信託）
㊸所有権（農地貸付信託）
㊹所有権（農地貸付信託）
㊺所有権（農地貸付信託）
㊻所有権（農地貸付信託）
㊼所有権（農地貸付信託）
㊽所有権（農地貸付信託）
㊾所有権（農地貸付信託）
㊿所有権（農地貸付信託）

CFネット

鎌倉鑑定 不動産

鑑定士 林愛州

神奈川県鎌倉市大船2-19-35-4F

電話0467-22-7772、ファクス045-330-5773